

訪問先でセクシュアルハラスメントを受けたら



1. 「やめてください」と明確な意思を示す

セクシュアルハラスメント行為がなくなればケアを再開する
セクシュアルハラスメント行為が続く場合は速やかにその場を離れる



2. 被害を受けたらすぐに報告する

事態が複雑化したり深刻化したりする前に少しでも早く
事業所内外の相談窓口を利用する



3. 悪質な場合は書面と口頭で警告する

口頭注意だけでなく書面に残して渡す
客観的証拠を提示できるよう準備する